

○小牧市地域包括支援センター運営協議会条例

平成 29 年 3 月 28 日

条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、小牧市地域包括支援センター運営協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 4 第 1 項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置、運営、評価等に係る必要な事項を審議し、センターの適切、公正かつ中立な運営を図るため、小牧市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービス事業者
- (2) 介護保険の被保険者
- (3) 地域における権利擁護、相談事業等を担う者
- (4) 保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年小牧市条例第15号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和 2 年条例第 3 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。